

東京府児童保護員によるケースワークと社会調査

著者	石原 剛志
雑誌名	静岡大学教育学部研究報告. 人文・社会・自然科学 篇
巻	71
ページ	83-93
発行年	2020-12
出版者	静岡大学大学院教育学領域
URL	http://doi.org/10.14945/00027829

東京府児童保護員によるケースワークと社会調査

Casework and Social Survey by Tokyo Prefecture Child Protection Officers in 1920-1928.

石原 剛志¹

Tsuyoshi ISHIHARA

（令和2年11月30日受理）

1. 先行研究の検討と課題

1920年4月、東京府に児童保護員という名称でケースワーカーが有給の職員として配置された。1920年度に任用された児童保護員は30人。それぞれ分担する地域をもち、地域のなかで浮浪不良児童や労働児童、被虐待児童等と接し「善友」となり、その家庭や学校、警察等を訪問し、個別の調査とともに社会調査を行った。そのなかには、当時、翻訳出版もされていないRichmond, Mary E. *Social diagnosis*, 1917（メアリー・リッチモンド『社会的診断』）から学び、自らケースワーカーとして自己形成しようとした人たちもいた。

ところが、後述するように、東京府児童保護員は1927年3月をもって全て任を解かれ、地方社会事業職員制による社会事業主事と社会事業主事補に切りかえられた。東京府に児童保護員が置かれたのは、わずか7年の短い期間だったということになる。

そのためであるのか。一方で通史等において高い評価がなされながら、他方でほとんど研究の対象とされていないという現状にある。以下、東京府児童保護員について言及しないし検討している先行研究について検討する。

（1）社会事業史における東京府児童保護員への評価

日本社会事業史の代表的な通史である吉田久一『改訂増補版 現代社会事業史研究〔吉田久一著作集3〕』（1990年）は、東京府児童保護員について「日本児童ケースワークの前段階をなすものは、〔大正〕九年四月から始まった東京府児童保護委員制度である」（下線強調は引用者）とし、「ケース・ワーク」「プリペンチーブ・ワーク」「アフター・ケヤー」など「欧米の処遇方法を積極的に取り入れたことなど」が「注目される」と評価している²。ただし、吉田は「児童保護員」ではなく「児童保護委員」と記しており、これと同様の誤りは他の文献にも散見される。例えば、大原社会問題研究所『日本社会事業年鑑 大正10年』（1920年）は「東京府に於いて大正九年四月から、児童保護委員が設置された。斯の種委員制度の公共団体に於て試みられた最初のものである」（下線強調は引用者）と紹介している³。滝乃川学園監修・編集『滝乃川学園百二十年史（上）』（滝乃川学園、2011年）も『児童保護委員』の設置という見出しを立て、本文でも「児童保護委員」（下線強調は引用者）としているが（507-509頁）、大原社会問題研究所『日本社会事業年鑑 大正10年』を参照しているからであろう。

¹ 学校教育系列

(2) 日本のケースワーク史における東京府児童保護員への関心

岡本民夫『ケースワーク研究』(1973年)は、欧米と日本のケースワーク論についての学説的研究である。国内外の「ケースワーク文献目録」も付けられ、日本のケースワーク研究の基礎をつくったものと言える。同書の「第1部 ケースワークの課題と歴史」の「第3章 戦前日本におけるケースワーク論の展開」では、「戦前日本におけるケースワーク論の展開過程を社会事業の歴史的変動とのかかわりにおいて」「三つの時期に区分することができる可能ではないかと考えられる」とし、その第1期を「大正中期から昭和3~4年頃までの時期で、主として、ケースワークの概念が導入・紹介された時代」とした⁴。ここで、東京府児童保護員についても言及しているが、富田愛次郎(岡本は下記引用では「富田愛二郎」としている)による評価を紹介するに留まっている。

……大正9年(1920年)、東京府が児童監督機関として「児童保護員」を設置した。この機関の機能は、不良児、貧困児、不就学児、精神薄弱児などの特殊な保護を要する児童をなるべく早期に発見し、これに適当な個別的保護指導を行い、あわせて、児童に関する諸般の調査を行うことにあった。富田愛二郎氏によれば、これは、いわゆる「ケース・ワーカー」としての児童保護専門の人的機関であり、当時の児童保護事業のなかで、最も進歩的な機関であったと評価されている。⁵

岡本の関心は、ケースワーク「論」の展開であって、東京府児童保護員によるケースワークそのものには向いていない。また、小池桂『占領期社会事業従事者養成とケースワーク』(2007年)⁶も、占領期のみならず戦前日本におけるケースワークについて検討しているが、その関心は、戦前日本におけるケースワーク(の実践)ではなくケースワーク教育(ケースワーカー養成教育)に向けられており、東京府児童保護員への言及もされてない。

これらに見られるように、戦前日本におけるケースワークについて、「論」や養成教育についての検討はされても、ケースワークそのものについて検討は行われていないのである。

(3) 戦前日本の社会事業調査研究における検討

東京府児童保護員について検討してきたのは、社会福祉調査研究会編『戦前日本社会事業調査資料集成 第5巻 児童保護』(1990年)である。同書は、東京府児童保護員による社会調査報告に注目し、そのなかから3点を収録し、それぞれ資料解題も行っている。一番ヶ瀬康子による同書の解説は、東京府児童保護員による社会調査について「その手法については、英・米の模倣によるものも少なくなく、未消化のものもみられる」が、「注目すべきことは、当時の医学、心理学などの成果をふまえながらも、ケースワークのあり方を基軸にすえての社会改良的視点がより積極的にみられる点である⁷」と評価していた。

(4) 東京府児童保護員を対象とした研究の課題

このように東京府児童保護員については、社会事業の通史において「日本児童ケースワークの前段階をなすもの」(吉田久一)という位置づけが示唆されながら、その実態は明らかではない。日本のケースワーク史にも位置づけられていない。また、社会(事業)調査の担い手とし

では高い評価がなされているものの、東京府児童保護員が行ったケースワークを含む実践の全体像、さらには東京府における児童保護事業における位置や役割も明らかでない。

そこで、本研究では、東京府に児童保護員が設置された目的や役割を確認したうえで、東京府児童保護員による社会調査の特徴を明らかにするとともに、それによって児童保護員を戦前日本における児童保護ケースワーカーとして社会事業史、日本のケースワーク史に位置づけることを仮説として提起してみたい。

東京府児童保護員による社会調査の主要なものについては復刻が行われつつあり⁸、本研究は、それらとともに東京府慈善保護協会（後に東京府社会事業協会）による会報等を対象として行ったものである。

なお、以下では、引用の際、原文における旧字体を新字体に改めた。

2. 東京府による児童保護員の設置と目的

(1) 東京府児童鑑別委員会による鑑別とその限界

東京府は、1917年、感化院入院の適否を診査する目的で、週に一回開催される児童鑑別委員会を設置した。「従来、感化院に入院する児童」については「各市区町村長、警察官署、東京市幼少年保護所等よりの具申書及び調書」を「書面審理」により判断してきたが、それでは「精神薄弱者其他感化教育の対象として不適当なる者の混入し来るを免れ」なかったため、心理学者等の観察によって「感化院入院の適否を定め知事の入院命令発令の資に供すること」が必要と認識されたのである⁹。これが児童鑑別委員会の設置理由である。

この委員会を構成する児童鑑別委員として、高島平三郎（心理学者）、杉江薫（警視庁技師）、石井亮一（滝乃川学園長）の3人に委嘱された¹⁰。

児童鑑別委員会による14年間の鑑別結果は、次の通りである。

表1 東京府児童鑑別委員会による鑑別結果(1919年～1932年合計)

種別	人数	百分率
精神病院送致	24	1.42
白痴院送致	12	0.71
感化院送致	922	54.46
育児院其の他救護所送致	254	15.00
職業紹介	183	10.81
訪問保護	212	12.54
故郷親許引渡	60	3.54
単に低能にして教育の必要あるもの	26	1.53
合計	1693	100.00

資料 「表 児童鑑別事業累年比較」(東京府『東京府史 行政篇』第6巻、1937年、445頁)より抜粋し作成。

ここでの鑑別は、観察にもとづき医学的・心理学的な見地から行われるものであったが、その限界については後に次のような指摘がされた。児童保護員が実施されて5年間経過した時点

での報告書『本府に於けるフィールド、ワークとしての児童保護事業』（東京府内務部社会課、1926年3月）は、次のような指摘をしていた。

……鑑別委員会に於ては児童其の者と面接することが出来るのであるが児童の有する問題の社会的意義を考察するに足る所の各種の材料を得ることが困難である。即ち其の家庭の有する歴史過程の現状及び其の環境状況、学校教育に於ける児童の経歴、児童と長期間接触せる教育者の意見、児童の職業に関する経歴、児童が今日に到るまで如何なる「プロセス」を経て来たかと云ふ様な現在の児童の状態を発生せしめた所の基礎を理解することができない。¹¹

（2）東京府児童保護員の設置主意

東京府の児童保護員は、心理臨床的な診断を行う児童鑑別委員会に対して、「児童の経歴、家族、親族の状態などを詳細に調査研究」し、「物的並びに心的環境の状態と其の経過とを探求して、特別な社会的保護を必要とするに到った事由」を明らかにするために設置された¹²。

「児童保護員設置主意書」が、1920年6月に発行された東京府慈善協会『東京府慈善協会報』第10号に掲載されている。この「主意書」には、児童保護員の設置理由について次のような表現で書かれていた。

……吾人の殊に注意すべきは生活の必迫をうけ其生計を立てるに迫れて子弟の教養に暇なき家庭に生れ或は教養ある扶養者を欠きたる家に孤々の声をあげ或は児童の教養に不良なる影響を有する環境にそだちゆく子弟の運命である、……東京府の如き特に歴大なる都市を有し従って児童教養上種々の誘悪ある地方に於ては一方これ等の不運の児童の保護者となり其家庭其の学校警察官署検事局其他各種団体と協力して其の経過をさぐり直接児童に接して其の性情を讀破し未だ其の質偏固ならざる以前に最善の方法を講ずると同時に他面斯くの如き不運児の生せざる様努むるを本務とする者の必要を感じることに大なりと云はねばならぬ……かゝる不運児の現存するに於ては特別の機関をもうけて進みつゝある教護機関を補けねばならぬ、これ本府に於て児童保護委員設置の要を主張する所以である[。]¹³（下線部強調は引用者）

そして、児童保護員に期待されたのは、このような「社会的保護を必要とするに到った事由」を明らかにするだけでなく、「不運児の生せざる様努むる」こと、すなわち次の引用部にあるように、児童やその家族、雇用主の「善友」として相談相手になり、浮浪不良児童に対しては保護者となり、必要に応じて家庭への指導者となり、感化院などの退院した児童の「監督保護の任に当たること」であった。そのことにより社会の運営に奉仕するという任務を背負おうとするものであった。「主意書」は、先の引用部に続けて以下のように書いている。

児童保護員の一面に於て犯罪児童、遺棄児童、被虐待児童、白痴低能児童及其の家族又は雇主の善友となりて其の教育、保護相談相手となり浮浪不良少年等にたいしては直接保護者となりて適當の機関にこれを託し他面に於て教養少き家庭の指導勸誘者となりて一旦犯罪をなしたる児童各種保護教育機関より出て来れる児童の監督保護の任にあたり進んでは

かゝる不運児を生ぜしめざる様につとめ以て落伍者を減少し引いては社会自営に奉仕する所あるを其の本務とするものである[。] ¹⁴

(3) 東京府児童保護員の設置目的と対象児童、分担区域

表 2 東京府児童保護員分担区域(1925 年)

受持方面	警察署	学校	職業紹介所	児童健康相談所	保護員数	取扱児童数
本部			千駄ヶ谷 日暮里	大井	4 人	59 人
大島隣保館	10 ヶ所	16 校	大島	大島	5 人	168 人
大井隣保館	7 ヶ所	9 校			3 人	149 人
巣鴨 板橋	12 ヶ所	3 校			1 人	33 人
日暮里	6 ヶ所	4 校			1 人	58 人
浅草	5 ヶ所	4 校			1 人	48 人
赤坂 澁谷	6 ヶ所	2 校	南千住		1 人	43 人
淀橋 中野	8 ヶ所				1 人	75 人
澁谷	2 ヶ所	6 校[夜学 1 を含む]		寺島	1 人	21 人
淀橋 千駄ヶ谷	1 ヶ所	5 校[夜学 1 を含む]		千駄ヶ谷	1 人	30 人
王子		9 校		王子	1 人	27 人
〃	3 ヶ所	4 校	王子		1 人	57 人
計 12 方面	60 ヶ所	62 ヶ所	5 ヶ所	5 ヶ所	21 人	768 人

資料 「児童保護員」(『東京府管内社会事業要覧 大正十四年二月現在』(東京府社会事業協会、1925 年、52 頁)より作成。警察署名と学校名については省略し、その数を書き入れた。

こうして 1920 年 4 月、東京府に児童保護員が有給¹⁵の「専任職員¹⁶」として置かれることになった。設置当初に任命されたのは 30 名¹⁷である。東京府社会課「児童保護員執務心得」には、児童保護員(設置)の目的と保護対象となる児童について、次のように記された。

第一条 児童保護員は随時分担区域を巡視し関係官公署団体を訪問し一般児童の善友となり其教育的保護の任にあたるを以て目的とすべし

第二条 児童保護員に於て特に之に保護し処理の方法を講ずべき児童左の如し

- 一、放浪児童其の他適当なる保護者なき児童
- 一、孤児、棄児、遺児、被虐待児其の他相当処理の必要ある児童

- 一、中途退学児童
- 一、警察官署、検事局にて不起訴釈放等の処分を受けた児童
- 一、感化院育児院、身上相談所其の他児童保護を目的とする社会事業に於て事後保護を必要と認めたる児童
- 一、前各号の外特に保護の必要ありと認め上司に於て指揮を与えたる児童¹⁸

この第一条にあるように、児童保護員には「分担区域」が設定された。児童保護員は、後に見るように財政緊縮のため人数が減らされていくが、1925年2月現在、児童保護員は21人、分担は表2のようになされている。

3. 東京府児童保護員による社会調査

東京府児童保護員の職務について「児童保護員執務心得」には、「児童に関する諸般の調査」を行う任務が位置づけられていた。

東京府社会課「児童保護員執務心得」

第七条 児童保護員は協議の結果定められたる「児童に関する諸般の調査」をなすべし

この後、東京府児童保護員による社会調査は、この児童保護員の職務にとっても中心となる一つといつてよいものとなり、多くの調査報告書が公にされた。社会事業調査研究会によれば、1920年4月から1928年3月までの間に、19の調査報告書がまとめられている¹⁹。ここでは、そのなかから代表的なものをとりあげ、その概要と東京府児童保護員による社会調査の性格について確認してみたい。

(1) 「日暮里町児童就学状況調査」(1920年9月刊)

1920年12月に公にされた「日暮里町児童就学状況調査」²⁰は、東京府児童保護員の設置初年度に行われた調査報告である(以下(1)における引用は同報告より)。この児童保護員が設置されてまもない時期の調査報告を読んでいくとケースワーカーとして自らを形成していこうとする格闘のあとが見えてくる。この調査の目的は、日暮里町における中途退学児童数やその理由、不就学児童数やその理由を明らかにしようというもので、児童保護員らによる戸別訪問によってデータを得ようとするものであった。ここでは、当時まだ日本において翻訳出版されていない Mary Richmond “Social Diagnosis” (1917) が参照されており、報告書は、自らの調査についてふり返り「社会問題解決のためには調査統計の基礎を一の必要条件とする」とし、さらに「社会問題の研究に熱心なるリッチモンド(Richmond)は『社会的困難に関する調査は、単に調査にあらずして、其の困難を除去するといふ目的を原理として調査せざるべからず、』といへり」としていた。

この調査で明らかになった結果、例えば中途退学の男児が12%ほど(在学児と中途退学児と不就学児の合計を母数とした場合)であることについて、この報告書は、解決すべき責任を保護者にのみ課すのではなく、解決にむけた責任がそれぞれどこにあるのかを明瞭にするのは「社会事業殊に所謂ソシアル、ダイアグノシス(Social Diagnosis)を業務とするケースワーカー(Case Worker)ならざるべからず」と自らの職業としての任務を示し、さらに「政府当局」や「区町村」などを含めた責任をも問うている。

(2) 「東京府児童保護員の関係せる児童状況」(1921年9月刊)

東京府社会課「東京府児童保護員の関係せる児童状況」(1921年9月)²¹は、児童保護員が設置されて一年あまり経過した時点での調査で、タイトルどおり「東京府児童保護員の関係せる児童状況」を報告したものである(以下(2)における引用は同報告より)。これによれば、「被保護児童」は1921年4月迄に664人に及び、その内訳は「不良児童343人(男児305人女児38人)、長期欠席児童153人(男児64人、女児37人)」であった。被保護児童を年齢で見ると、1歳から5歳までの数は15人、6歳より14歳までは351人、15歳より年長は298人となっていた。これらの児童の状況について報告は、より詳細に報告するとともに、幼少の子どもへの保護件数が少ないこと、家庭や学校からの相談を受けることが少ない実績から、「保護の立場からしては今少しく早期に保護の手を下さねばならぬ」、そのためには「保護員は家庭、学校、雇主等といま少しく連絡を取らねばならぬ」と課題を見出すものとなっていた。

(3) 「児童状況調査」(1922年6月刊)、「尋常夜学校に通学中の労働児童調査票」(1924年4月刊)

「日暮里町児童就学状況調査」のなかで「社会的困難に関する調査は、単に調査にあらずして、其の困難を除去するといふ目的」によって行われるべきであるとリッチモンドを引用して語られたように、東京府児童保護員による社会調査において貫かれたものであった。それは、後述の「児童状況調査」(1922年6月)、「尋常夜学校に通学中の労働児童調査票」(1924年4月)においても確認できる。

「児童状況調査」(1922年6月)²²は、「大正十[一九二一]年三月十日ヨリ二十日迄」、児童保護員によって「要改善地区と目されるべき四谷区谷町、旭町、本所梅森町、柳島横川町、小石川白山御殿町、深川区の一部浅草田中町、下谷金杉下町、品川の一部、芝新網町、亀戸十徳長屋に於ける一歳より一八歳迄の児童の状況」を調査したものである。地区ごとの年齢別の児童数などの基礎的な事項、年齢別や性別にみた「中途退学」・「不就学」・「未就学」といった状態、年齢別で職業の有無、中途退学者中の職業の有無などを明らかにしている(この段落における引用部は「児童状況調査」より)。

「尋常夜学校に通学中の労働児童調査表」(1924年4月)²³は、「震災直前尋常夜学校に通学し昼間労働に従事して居るもの、労働状況の大要」として示された「調査統計」である。就業時間や賃金等が、年齢別や性別などで示されたものであり、「如何ほどの家計補助をするかの大体を明かにすることはできる」というものである(引用は「尋常夜学校に通学中の労働児童調査表」より)。なお、当時、東京市には、尋常小学校に附設された「特殊夜学校」と、特殊小学校に附設された夜間部との二種が並列して存在していたが、この調査が対象とした「尋常夜学校」とは、後者についてであったと思われる²⁴。

(4) 『本府に於けるフィールド、ワークとしての児童保護事業』(1926年3月刊)

東京府の児童保護員がはじめられてから5年が経過した時点で、中間総括的に報告しているのが、東京府内務部社会課『本府に於けるフィールド、ワークとしての児童保護事業——第一部 不良浮浪児童の部(社会調査資料第二輯)』(1926年3月)と東京府社会課「本府における児童保護状況と其の経過」(1926年3月)²⁵である。この2つの報告書は、タイトルこそ異なるが、内容は基本的に同じものである。児童保護員による調査、特に「地区調査」の意義について、「『ケース』の問題の解決の為めにはこの地に於ける同種の問題の存在程度を知らねばならぬことがある」とし、だからこそ「単に単なる調査の為めの調査でなくして個別『ケース』の考査の必要に基く地区調査を行った」と、ケースワー

カーにとっての社会調査の意義が述べられている(引用は『本府に於けるフィールド、ワークとしての児童保護事業』より)。

(5) 「本府に於ける児童保護事業／第二部・長期欠席児童の部」(1928年6月刊)

「本府に於ける児童保護事業／第二部・長期欠席児童の部」(1928年6月)²⁶は、発表された時期こそ児童保護員(制度)が廃止された後のものであるが、児童保護員として実施してきた保護や調査の実態を明らかにするものであった(以下(5)における引用は、同報告より)。この報告書によれば、児童保護員による保護や調査が積み重ねられていくなかで重要なテーマとして浮かび上がってきたのが、長期欠席児童の問題であったという。同報告書は、長期欠席児童の保護を「第一次の任務」とした理由について次のようにまとめている。

すなわち、不良児童の多くは中途退学者であり、「友人が悪くして途中誘惑せられて学校を休み勝ちになり、遂に長期欠席或は事実上の中途退学と云ふ様な事になる」。「これをそのままに放任する時は重要な義務教育を全うする事が出来ないのみならず、児童の性行を漸次不良化して行くのであるから、通学状況に変化があったときから保護運動を開始し」、「職業の相談をなし」たり、「特別学級への入学の手續をなす等の方法を講じなくてはならぬ」。「児童保護員が第一次の任務として長期欠席児童の保護を開始したのは実にこれがためである」と。

この報告書によれば、児童保護員は、小学校、特に特殊尋常小学校の巡回と、地区調査によって明らかになった児童の家庭への個別訪問によって長期欠席児童の発見や調査を行っていることがわかる。それによって「夫々対策を講じ、その結果に徴して或は就学を督励し、或は職業に就かしめ、或は家庭に於ける取扱方を指導して行」った。

こうして「長期欠席児童の保護が開始せられて以来取扱った児童の数は、今日まで約二千に達して居る」が、この報告書は「大正九年四月より大正十三年十二月までに保護を打切りたる児童に就て、その大要」を述べたものであった。その「長期欠席児童の保護の実情」について本報告は、「統計的観察」と「個々の『ケース』の叙述的方法」という二種の方法によって明らかにしたのである。

「個々の『ケース』の叙述的方法」として書かれた報告は、6人の児童の「住宅及環境」、「家族状況」、「学校状況」、「心身状況」、「要保護事由」と「保護経過」が記されており、児童保護員によるケースワークの実際を示す重要な記録である(このケース記録についての検討は、他日を期したい)。

この報告書は、短命におわった東京府児童保護員による保護や社会調査の到達点ともいえるものであった。

(6) 後藤文雄「細民地区に於ける義務教育中途退学児童調査」(1929年7月～12月刊)

後藤文雄「細民地区に於ける義務教育中途退学児童調査」²⁷は、1926年6月から8月にかけて「東京市隣接五郡に散在する集団的不良住宅地区」について東京府社会課が調査した際の調査票を、「不就学児童及び義務教育中途退学児童を有する五八五世帯を抽出し」、「児童保護問題の立場から別途に集計研究を行ったもの」である((6)における引用は、後藤文雄「細民地区に於ける義務教育中途退学児童調査」より)。ここで調査対象とした「地区選定の標準は大体次の如き諸点即ち、湿地・窪地・袋地等に棟割・トンネル・又は普通長屋然らざれば狭隘に〔な〕る単独家屋が密集・通路狭隘・下水不完全で排水悪く、且つ住宅の室数は一室乃至二室、畳数

は一畳乃至二畳、家賃は二圓乃至九圓程度のもの約二〇戸以上の集団地を以てしたもの」とされている。

退学の年級、男女数、退学児童の出生順位、退学児童の自宅・通勤・住込の別、退学児童の保護者の年齢・職業・教育程度・収入、退学児童中労働児童の職業や収入など膨大な統計を内容とする調査報告書である。

その結論は「要するに児童の退学問題は密接に家庭の生活問題に関連するもので、之が防止を図るためには家庭生活状態の向上を以て根本義となし、当面の対策としては学用品其他経済的補助を与ふるの適切なるを認めざるを得ない」というものであった。だから、後藤は、経済的な補助について、社団法人東京市児童就学奨励会による補助の予算の小ささに「今仮に市内の貧困学齢児童五千と見積もるも一人当補助費年額一圓にも満たざる有様であって、此の如き状態においては到底就学奨励事業の徹底を期することは覚束ないといはねばならない」と批判したのである。

いずれにせよ、当時、就学奨励のための経済的な補助は、事実上、通学中の児童に対して行われるものであって、中途退学した児童の就学奨励の方法は講ぜられていない。後藤は、児童保護員こそが唯一、こうした問題解決にむけて取り組んできたことを訴えている。

(7) ケースワーカーとしての東京府児童保護員

「日暮里町児童就学状況調査」(1920年12月)において東京府児童保護員は、リッチモンド(Richmond)の言葉「社会的困難に関する調査は、単に調査にあらずして、其の困難を除去するといふ目的を原理として調査せざるべからず²⁸」を引いて自らの社会調査の意味を確かめていた。以上のような東京府児童保護員による調査報告を読むと、彼／彼女らが実施した社会調査は、調査のための調査ではなく、まさに子どもたちの「社会的困難」を除去するための調査であったことがわかる。

これらの調査報告の検討から仮説的にいえば、東京府児童保護員は「日本児童ケースワークの前段階をなすもの」という吉田久一による意義づけに留まらず、まさに児童保護に関するケースワーカーであったと位置づけることができるのではないかと提起したい。もちろん、その確定には、今後の実証的な調査が必要であり、特に、児童保護員によるケース記録の検討は欠かせないであろう。本研究は、その実証のための基礎的な作業である。

4. 東京府児童保護員から東京府社会課児童係へ

1920年4月、定員31名(実際に任命されたのは30名)で始められた東京府児童保護員は、4年目を迎えた1923年4月には「財政緊縮のため」定員は26名に減員され、さらにその翌1924年4月には24名に減員された。そして、1927年3月には、社会事業主事と社会事業主事補の設置によって、児童保護員は全てその任を解かれ、社会事業主事1名と社会事業主事補18名として児童係に任命されることとなった²⁹。

児童保護員としての任を解かれた後、元児童保護員の立場からこの仕事の「価値」が重要視されていないことについて懸念を示したのは、後藤文雄であった。

然るに唯一つ東京府社会課においては、大正九年四月以来児童保護員なるものが設置され、……学校、家庭、直接発見等によって見出された長期欠席児童の個別的保護を実施し、一々実地に家庭調査を行ってその内情を知悉し、幾度も足を運んで可及的適切なる保護方法を努

力し来ってをるもので、その温情に富む友誼的観察保護は至るところ常に感謝を以て迎へられてをるものである。而してその事業状況は大正九年以来五箇年間累計において一一五九人の長欠児を取扱ひ、現在においてもその取扱数二百数十に達してをる実情であるにも拘らず、この事業の価値が余りに内外から重要視せらるるところとならないでをるといふことは斯業のため遺憾この上もないことである³⁰。

先にもみたように、任を解かれた全ての児童保護員のうち19人は、社会事業主事1人と社会事業主事補18人として任用されたとのことであるが、その後、児童保護員として取り組んできた職務・実践がどのように引き継がれたのか、についても明らかではない。それを明らかにすることは、今後の課題である。

5. 今後の課題

今回検討できなかつたのは、東京府児童保護員が「個々の『ケース』の叙述的方法」によって記録したものについてである。これこそが、まさにケースワークとしてのありようを示すものであり、その検討が次の課題となる。

また、児童保護員の任を解かれ、社会事業主事や社会事業主事補として任用された児童系の職務やその後の実践についても、明らかにしなければならない。

なお、東京府による児童鑑別委員会による鑑別と児童保護員が取り組んできた浮浪不良児童などへの訪問調査は、少年教護法（昭和8年5月5日法律第55号）によって位置づけられた鑑別機関と少年教護委員の先駆となるものであると思われる。あらためて児童鑑別委員会、児童保護員、感化院の関連について、制度と実際の運用の両面から明らかにしていくことも課題である。

謝辞 本研究は、科学研究費補助金基盤研究(B)・研究課題「感化院・少年教護院における実践思想の系譜とその展開」(19H01587)の助成を受けたものです。

注

² 吉田久一『改訂増補版 現代社会事業史研究〔吉田久一著作集3〕』川島書店、1990年、62-63頁。

³ 大原社会問題研究所『日本社会事業年鑑 大正十年』1920年、209頁。

⁴ 岡本民夫『ケースワーク研究』ミネルヴァ書房、1973年、61頁。

⁵ 同前、62-63頁。ここで岡本が「富田愛二郎」と書いているのは、内務官僚の後に三重県知事などを担った富田愛次郎のことであろう。なお、岡本は、富田による東京府児童保護員の評価について典拠となる文献を示していない。

⁶ 小池桂『占領期社会事業従事者養成とケースワーク』日本図書センター、2007年。

⁷ 一番ヶ瀬康子「解説 児童保護の成立・展開と調査活動」、社会福祉調査研究会編『戦前日本社会事業調査資料集成 第5巻 児童保護』勁草書房、1990年、10頁。

⁸ 石原剛志編『児童の生活状態(戦前日本の社会事業・社会福祉資料 第2期)』①～③、柏書房、2018年および石原剛志編『浮浪・家出・自殺／私生子(戦前日本の社会事業・社会福祉資料 第2期)』柏書房、2018年。

⁹ 東京府社会事業協会『東京府社会事業概観 第三輯 管内児童保護施設の部』1923年1月5日、8-9頁。

¹⁰ 「保護児童鑑別会の成績」、東京府社会事業協会『東京府慈善協会報』第9号、1920年4月、92

頁。

¹¹ 東京府内務部社会課『本府に於けるフィールド、ワークとしての児童保護事業——第一部不良浮浪児童の部——〔社会調査資料(第二輯)〕』1926年3月、4頁。

¹² 東京府『東京府史 行政篇 第六卷』1937年、447頁。

¹³ 「児童保護員設置主意書」、東京府慈善協会『東京府慈善協会報』第10号、1920年6月、65頁。この引用部では「児童保護委員」と書かれているが、これは原文のママである。この文書の、この部分以外では、いずれも「児童保護員」とされている。

¹⁴ 同前。

¹⁵ 『東京府管内社会事業要覧 大正十四年二月現在』(東京府社会事業協会、1925年)における「児童保護員」の「経費」は「21,024円(俸給旅費)」と記されている(52頁)。また、東京都公文書館には、1920年10月に31人目の児童保護員として途中で採用されることになりながら、病気のため任用取消になった人事資料・公開件名「任用取消(児童保護員)A」〔公開件名には個人名が使用されていたため、ここではAと表記した〕が残されている。この資料には、東京府社会課長山県三郎より官房主事小栗一雄宛に、Aを大正9年10月1日付で「東京府児童保護員ヲ嘱託ス」、「東京府内務部社会課勤務ヲ命ズ 月手当金四拾五円給与」とする内申文書が含まれていた。

¹⁶ 東京府『東京府史 行政篇』第六卷、1937年、447頁。

¹⁷ 東京府学務部社会課『本府に於ける児童保護事業の概況 社会調査資料(第十輯)』1930年5月、1-2頁。

¹⁸ 東京府社会課「児童保護員執務心得」、前掲書、66-67頁。

¹⁹ 一番ヶ瀬康子、前掲書、9-10頁。

²⁰ 「日暮里町児童就学状況調査に就いて」、東京府社会事業協会『東京府社会事業協会報』第11号、1920年12月。

²¹ 東京府社会課「東京府児童保護員の関係せる児童状況」、東京府社会事業協会『東京府社会事業協会報』第15号、1921年9月。

²² 「児童状況調査」、東京府社会事業協会『東京府社会事業協会報』第19号、1922年6月。

²³ 東京府社会課「尋常夜学校に通学中の労働児童調査表」、東京府社会事業協会『東京府社会事業協会報』第22号、1924年4月。

²⁴ 「尋常夜学校に通学中の労働児童調査表」に示された学校名が、加登田恵子「わが国におけるヒンジ教育—東京市特殊尋常小学校の成立と展開—」(日本女子大学社会福祉学科『社会福祉』第23号、1983年、90頁)に示された「表4 東京市特殊小学校一覧」に示された学校名と一致した。

²⁵ 東京府社会課「東京府児童保護員の関係せる児童状況」、東京府社会事業協会『東京府社会事業協会報』第27号、1926年3月。

²⁶ 東京府社会課『本府に於ける児童保護事業／第二部・長期欠席児童の部』1928年6月。

²⁷ 後藤文雄「細民地区に於ける義務教育中途退学児童調査」は、東京府社会事業協会『東京府社会事業協会報』第13巻7号(1929年7月)、第13巻第8号(1929年8月)、第13巻第9号(1929年9月)、第13巻第10号(1929年10月)、東京府社会事業協会『社会福利』第13巻第12号(1929年12月)に連載された。これを、石原剛志編『児童の生活状態②(戦前日本の社会事業・社会福祉資料第2期)第2巻』(柏書房、2018年)がまとめて収録している。

²⁸ 同上。

²⁹ 東京府学務部社会課『本府に於ける児童保護事業の概況 社会調査資料(第十輯)』1930年5月、1-2頁。

³⁰ 後藤文雄「細民地区に於ける義務教育中途退学児童調査」、石原剛志編『児童の生活状態②(戦前日本の社会事業・社会福祉資料 第2期)第2巻』(柏書房、2018年)、142頁。